

①

戦後における日本の行刑思想史

—法政策と深層文化との連関—

李 茂生

91.02.28

日本の行刑の理論と実務を学ぼうとする者は、最初はもっともポピュラーな教科書を読むであろう。ところが、二三冊を読んだ後、これらの本は年代によって数字、データが異なるものの、ほぼ同様の内容を繰り返しているにすぎないことが判明する。それに、再版というのは、単に白書から新しいデータをインプットすることにすぎない。そうすると、日本の行刑の理論と実務はほとんど進歩していないのではないかという疑問を持ち始める。ところが、ある日初学者に向いていないといわれていた「教科書」に出会い、これが、以前読んだ個性のない教科書と違い、筋の通った個性のある本であると思う。なるほど、日本には、単純明快ではあっても、個性のある本は初学者にとって難しいという「伝統」がある。だから、最初から個性のある本を読んではいけないのだ。こうして、刑事政策という学問に興味を持ち、専門書も読もうとする。数年経って、初学者が行刑を専攻する研究者になったとき、かれは外国の行刑の理論と実務の勉強にのみに力を注いだ結果、日本の行刑の理論と実務は何であるかという質問に答えることができなくなっていた。何故であろう。

本論文はこの謎を解こうとするものである。これは一つの挑戦である。そして、本論文はそれなりに従来の学術論文とかなり異なる体裁をとる。筆者には、法学の論文を書く場合は、冷静で論理正しい分析が要求されていることがわかっている。そして、筆者はいままで行った研究において、この金科玉条を守ってきた。ところが、戦後における日本の行刑を分析し、行刑の政策の策定にまつわる文化的要因を析出しようとする場合は、冷静な論理に加えて、「情熱」が必要である。確かに、冷静な論理を通して情熱を表すことに成功したといわれている論文が存在している。しかし、これは天才の作品であり、そして筆者が天才ではないことは火を見るよりも明かである。それに、筆者の鈍感のせいかも知れないが、これらの作品における情熱は、その冷たい外皮のため、いつのまにか冷めてしまったような気がする。だからこそ、筆者の情熱より、むしろ読者の情熱の方が長引くことを期待したい。しかも筆者は日本人ではないので、日本人と一緒に燃え尽きるわけにはいかない。こうした状況の下では、読者、つまり日本人の情熱、日本人の感情に直接訴えかけることが最善の方法であるように思われた。これが、本論文が従来の学術論文とはかなり異なる体裁、つまり婉曲な言い方をもって問題との直接的な対決を避けることをせずに、

素直に問題の存在を指摘し、読者の感情に直接訴えるという体裁をとった理由である。

日本社会はあまりにも「平和」であるため、国民は滅多に怒らない。しかし、逆にいうと、日本社会は文化的に活気のない死んでいる社会であるともいえる。よくいわれているように、日本は本音と建前が使い分けられている社会である。もっとも本音と建前を使い分けるのはどこの社会にも見られる現象である。ところが、日本ほど明白に両者を区別して、これを平気で利用している社会はないであろう。端的に言えば、誰もが、建前が嘘であることがわかって、その存在を容認し、いやむしろ享受している。あたかも、これこそ日本であるといわんばかりである。従って、日本においては建前の欺瞞性が暴かれても、日本人は怒らないのである。日本人の情熱を引き起こすには、何故日常生活において、他人に騙され、あるいは他人を騙しても悠々自適に生活することができるかということの原因を明らかにすること以外方法がないであろう。日本人の「情熱」が本来の活気・野性を取り戻し、そしてそのエネルギーが、日本社会の真の文化的進歩をもたらすであろうという期待に基づいて、本論文は徹底的に直言する。

日本の文化の理解にとって行刑制度の研究が、いかに有効なものであるかを示す二つの理由をあげよう。一つは、よくいわれるように「刑務所は社会の縮図である」ということである。つまり、行刑制度は社会制度（これは日本の文化を映し出すものである）の縮図なのである。いま一つは、行刑制度は社会制度の末端に位置し、あまり注目されていないことである。注目を集める制度に関しては、様々に言及され、その中には制度の本質を曇らせるものもそれなりに多くなる。これは制度の本質を理解する障害になる。ところが、行刑制度は社会制度の中であまり注目されていないため、それに対する言及は、量的にかなり少ないし、質的にも比較的単純である。こうした事情は、制度の本質に迫ることを容易にする。

以上の二点を併せて考えると、一つの結論が得られる。つまり、行刑制度は社会のエトスにもっとも接近している社会の剥き出しのアキレス腱である。日本社会、ひいてはその（深層）文化を理解しようとする者にとっては、これ以上のターゲットはないであろう。

冒頭の例に戻ろう。「何故」という問いに対するもっとも簡単な答えは次のようである。実務家は行刑の現実を隠蔽あるいは美化し、学者は現実を認識せずに、空疎なイデオロギー論争（刑罰の目的論争など）に走っており、しかも、皆こういった状況に満足を覚え、行刑を微温湯に入れているということである。個性のない教科書は千篇一律のこと（通説）を繰り返すためであるかのように書かれ（矯正協会出版の矯正研修所用教材を見よ）、個

性のある教科書は単にどの程度まで外国の理論に与しているかが、その個性の尺度になっている。専門書も外国のものの紹介に終始している。こういった状況の下で、行刑制度は下水道のように、地下に埋められ、受刑者はその中に流れている汚水のように、そのまま海に流れ込み、水蒸気になり、雨になり、利用され、再び汚水になっていく。そして、雨が降る度に、遠方に雷が鳴る。これは日本列島の自然現象である。従って、何故日本人は犯罪を犯さないかという質問に対しては、「日本人だから」という答えしか用意していない。何故担当行刑が必要であるかと質問されると、「国情がそうであったから」という答えしか返せない。何故国家の権力を制限し受刑者の人権を守らなければならないかと聞かれると、「弱者を保護するのはトレンドィだから」と答えるのが普通である。これは自然的（的）現象である。しかし、日本人とは何か、日本の国情とは何か、何故日本人は流行に弱いのかという問題の答えを、「日本人」は教えてくれない。本論文は、行刑を分析することを通して、この日本の「自然的現象」を認識することを主題とするものである。その内容は次のようである。

この論文は日本戦後47年間行刑の理論と実務を取り扱う。人間の行動には（同価値の）思想があるという発想に基づき、本論文は理論と実務に関する伝統的な考え方（例えば、理論が実務をリードするという類の考え方）をとらず、むしろ理論と実務が一体化され、同時にある法現象を形作るという観点に立っている。従って、表面上理論と実務を分けて論を進めるという形がとられているが、実は両者の形成過程と相互作用の分析を通して、上記の法現象の実態を明かにしようとするのが目的である。もっと端的に言えば、本論文は原則上第一部において実務を分析し、第二部において理論を整理するが、第一部と第二部の論述には共通項がある。これは、制度の形成に与しあるいは制度を運営している人々の心情である。本論文の目的はまさにこの心情の形成、作用に対する分析を通して、心情の元である（民族）文化または国民性（本論文ではこれは深層文化として定義されている）が如何に制度の形成と運営に影響を及ぼしているかを説明することである。

ところで、論を進めるに際してはまずある困難な事態に出会う。これは行刑密行主義の存在である。日本の行刑密行主義は単に消極的に行刑（組織）を保護しまたはその現実を隠蔽するための道具だけではなく、それは心情の生成・発展・維持に必要な装置でもある。この主義の効用は別として、現実上こういった主義が存在する限り、外部の者は行刑を理解することが難しくなる。この問題を解決するには、本論文は公開誌であり、行刑の機関誌でもある「月刊刑政」を利用する。つまり、45年から90年までの「刑政」に載せら

れているすべての論文・エッセーひいては巻頭語・編集後記などを読破し、その中の有用と思われる言及を抽出してテーマ順にアレンジするわけである。その概要は次のようである。

第一部においては、以上の操作をもって得られた情報を駆使し、行刑制度の骨である累進制・分類制、行刑制度の肉である保安、作業、改善・社会復帰と基本的生活に関する処遇を論じる。累進制と分類制はもともと受刑者の需要に従って行刑側ひいては一般社会の提供できるサービスを公平かつ有効に受刑者に分配するものである。日本では、数十年の歳月かかって形成してきた累進制と分類制の合体である段階制は、上記の制度の本質が無視され、単に受刑者の間の待遇の差をはっきりにし、一般社会の年功序列制度とほぼ同様な効用を有する、小さな社会における管理方法をアレンジするものにすぎなかった。勿論、受刑者の管理という保安刑務は集団生活を送るに必要なルールを維持し、そのための躰を受刑者に身につけさせる（矯正）作用を有するといわれ、その存在が正当化されている。しかし、保安刑務には明らかに円滑な集団生活に必要な最小限の人権制限を超え受刑者を侮辱するとさえもいえる規制が存在している。

こういった必要以上に受刑者に自己の低い社会地位や劣等感などを自覚させる嫌いのある刑務は、刑務作業、改善・社会復帰処遇、基本的生活の処遇などの分野において明白に看取されている。刑務作業の場合は、作業の体質を改善し一般の生産事業として刑務作業を立て直しすチャンス为数回見逃し、努力もせずひたすら低格作業を導入し、何等の意味をも持たない作業の現実を甘んじている現実が敷衍している。改善・社会復帰処遇の場合もそうである。人権尊重を核心とする矯正ベシズムという世界潮流に対抗して、教育行刑の最後の砦と自慢しながら、篤志面接、生活指導をはじめ、様々の精神教育（改造）プログラムを実施しているが、職業訓練や教科教育など実技中心の処遇の発展に対してはあまり力を入れていない。保護処遇に対しても、官僚組織間の軋轢の回避を盾に、ほとんど一顧さえもしなかった。こういった現実の下では、当然のことでありながら、受刑者の精神的・物質的な基本的生活は一般社会の最低基準を下回る状態におかれている。勿論、これらの刑務は共に矯正の世界において受刑者の精神の改造が物質的な自活の手段の授与より大切であるという言い回しで正当化されている。そして、こういった言い回しを強化する意味で、一般社会が禁欲的受刑生活を要求しているとか、予算の獲得が難しいとか、社会制度の一環としての行刑制度が一般社会の感情を無視してはいけないという論理が使われている。

以上のような冷酷な制度の下では、受刑者は命令にひたすら服従する劣等者として改造されていくのである。ところが、このような刑務は単に行刑の二本柱の一つにすぎない。行刑には冷酷な制度と対照的に、刑務官と受刑者との間の暖かい人間関係が用意されている。これは主に生活指導という名の矯正処遇（または担当行刑）の運営を通してつくられた「情けの関係」である。従って、こういった人間関係において重視されている「信頼と尊敬」は、刑務官と受刑者との両方に要請するものというより、むしろ受刑者に対する刑務官の信頼感（権力側の好意）及び権力側に対する受刑者側の尊敬（その表れは絶対的服従の態度）という対価関係を指す。これは日本の刑務所が絶対的な安定を保ち、絶大な矯正効果をあげることができる最大の原因であるといわれている。

とにかく、冷酷な制度であれ、暖かい人間関係であれ、共に保安というシェルターによって強く保護され、そして、適当な保安装置はそのまま矯正の効用を有すると認識されている。こうして、保安と矯正という行刑目的をもって到底説明し切れない刑務の存在は、闇の中に葬られた。これに対して、本論文の第二部は以上の「冷暖共存」現象と闇の中に葬られた刑務の存在を説明する仮説を提出する。説明の道具としては、すべての刑務を貫く関係者の心情を利用する。つまり、心情の内容とその形成過程の分析を通して、「冷暖共存」の刑務と受刑者の劣等感を醸し出す刑務などは共に上記の心情の反映にすぎないことを証明し、心情の作用は社会全体における行刑制度の地位を決めることにあるということを示すわけである。

行刑関係者の心情を分析する前に、まず行刑に関する通説の清算を行わなければならない。これは戦後行刑を纏わる大きな神話の一つである「愛の行刑論」である。確かに、理想的な行刑を実現するには、人類愛あるいは博愛などが必要である。しかし、日本の愛の行刑論は、建前上人類愛などを提唱している理論であるかも知れないが、細かいところでは、この理論を支えている愛とは単に劣等国民に対する情けにすぎない。そして、この愛は人間の尊厳に基礎をおかない同情心という側面を有するため、事情によって歪められる可能性が何時も潜められている。本論文は、生産作業、人格変容を目指している矯正処遇における科学主義、受刑者の人権保障などの三つの側面から、愛の行刑論の実態を暴く。結局、愛の行刑論における「愛」は、この三つの側面における刑務を前進させる効用というより、むしろその進歩に歯止めを掛けるものになってしまったのが現実である。つまり、「愛の行刑」とは行刑の現実を隠蔽するための美しい神話であるというわけである。自給自足の原則の下で、受刑者たちは氾濫している低格作業、不十分な作業衛生・安全の保障、

低い賞与金に甘んずることを強いられている。科学的矯正処遇と高らかに賞賛されているが、実は矯正処遇は理論的に、技術的にも（科学的矯正処遇を研究し実施する組織を含む）科学的なサポートを有していないのである。そして、決めつけは愛の行刑論の下での人権保障に関する言及である。憲法13条の議論を抜きにする憲法25条論（国家の好意による受刑者の最低限の生活の保障）は、見事に個人の尊厳の尊重を中心理念とする民主主義を形骸化させた。それだけでなく、愛の行刑論によって潰された民主主義は、もっともいい生育の時期を逸し、再び芽を出して開花することがなかった。これこそ、愛の行刑論の最大の功績であろう。

勿論、愛の行刑論ほど大きな理論はその役割がそれにとどまらなかった。愛の行刑論はその情けである愛を刑務官の心に釘付けしている。この情けはこうして刑務官の心情になっている。ところが、刑務官の心情の具体的な内容は、愛の行刑論の中に明確に決められていないだけでなく、刑務官の心情だけでは、行刑の実態を把握することがそもそも不可能である。そこで、本論文はまず立法過程の分析を通して70年代に如何なる制度の内容が法的に予約されたかということを時系列的に究明する。次いで、「法」制度の確立と同時に、それを支える行刑関係者ひいては国民全体の行刑に対するイメージ（心情）が如何なるメカニズムを通して出来上がったかを分析する。実は、心情の形成のメカニズムはまさに反骨精神の抹消の歷程であり、これを通してそれぞれの関係者の持っている心情が各々一元化されている。刑務官は行刑職員の養成装置によって愛の行刑論の核心である情けを授けられ、職階制を通して受刑者と同様にランク付けられ、行刑密行主義の下で外部との連絡が遮断され一般社会に対して深い不信を抱くようになっている。これに対して、受刑者はその行刑の運営に参加するルートを切断する制度によって無力化され、管理され、そして劣等というレッテル及び権力に対する服従の心情をそのまま受け入れている。これと同様に、部外者である法曹、民間篤志家ひいては国民全体の心情も、それぞれ異なる行刑への参加のルートを通してつくられている。裁判官は主に冷酷な制度に組み込まれ、こういった制度に見合う心情を持つようになるのに対して、民間篤志家と国民全体は程度の差があれ、それぞれ適当に行刑における暖かい人間関係に与している。以上の諸心情は共に70年代において成熟していたのは、制度がほぼ同時期に法的に確立されたこととは無関係のことではない。70年代以降、愛の行刑論をめぐるまともな論説がなかったのは、実はその定着ぶりと制度の成熟さを示す証拠でもあるのである。

上述の心情の形成過程とその主な内容の説明は、一見して第一部で述べられた事実をさ

らに敷衍し、それを完全なものにするものにすぎないように思われる（逆にいえば、第一部の論述は第二部での心情の内容についての論述の妥当性を示す証拠になる）。しかし、ここで注意すべきなのは、こういった操作を通して行刑制度に対する分析は、論理の射程範囲を単なる制度の分析から、制度を活動範囲とする人間の心理の分析にまで拡大していることである。そして、制度の形成及び運営と関係している人間の心理の分析は、社会の根本である一社会の（深層）文化と（表層における）制度との間の関係を説明するための前提になっている。というのは、深層文化は人間を通してはじめて表層における制度の形成と運営に影響するからである。

本論文の最後において、一つの仮説という形で、これらの心情の関係を文化論的に説明し、その表層における表出である制度に関する言及を新たな視点をもってアレンジする。本論文は深層文化を民族性と同一視するが、民族性を従来日本人論においていわれてきている日本人の諸特徴の関係として見なす。やや恣意的ではあるが、本論文は日本人の諸特徴を三つの要素、すなわち中心収斂、他者志向、差異化と見なす。中心収斂の特徴は主に上位の者に対する尊敬と自分の地位に応じる服従という行動パターンの由来である。他者志向は、普通日本人の集団性や模倣性の元であるといわれている。そして、差異化は下位の者に対して自分との区別をわきまえ自分と下位の者との距離に応じて適当に情けをかけるという日本人の性分である。中心収斂と差異化は上下の人間関係をなす両要素であるが、こういった上下関係を普遍的なものにするのは、まさに他者志向の傾向である。このような個を中心点とする人間関係はまさに日本の深層文化の核心である。この核心は抽象的に一つの普遍的な真理として表層において言及される。これは日本の真理たる「和の精神」である。和の精神の中に、個の概念がないわけではないが、平等的な個が存在していないし、個の間に相手を人間としてその尊厳を尊重する傾向もないのは、まさに和の精神という真理が、深層文化の核心である人間関係の表出にすぎないことに由来する。勿論、和の精神は一つの言及ではあるが、表層の諸制度の支配原理でもある。従って、制度は理想的にあるいは原則的にこの真理に悖るはずがない。外来の制度はこの日本の真理と異なる理念に基づくものであるなら、徐々に修正される運命にあるのである。つまり、調和的であるが平等ではない上下と周りの人間関係を要素として取り入れていない制度は、結局修正されまたは廃止される一途を辿るわけである。しかし、当然ではあるが、先進国のイメージを維持するために、和の精神にあわない憲法13条の精神に則る制度の外形はそのまま保存されていることもある。従って、日本においては、その実際の運営は別とすれば、

一応人権保障を標榜する体制ができているといえよう。

以上は、抽象的な人間を中心に制度と真理との間の関係を説明するのであるが、同様な観点を社会全体にあてて見る場合は、別の様相が呈される。というのは、絶対的な上、下、周りが存在するからである。これらの絶対的な存在は日本社会の枠を作り上げている。このような観点に立てば、社会における諸制度を両種類に分けて考えることができる。一つは、調和的な人間関係を作り上げ、その維持に務める制度で、いま一つは枠を再生し維持する制度である。日本の社会は、こういった縦横を走っている諸制度によって作り上げた敷居に覆われている。人間は生まれてからすでに固定されている範囲内で一定のルールにそって一生を送る運命にあるのである。調和的な人間関係を破壊する者は後者の制度によって処理され、従来と異なる敷居に送られ、二度と元の敷居に戻る事がなく、そして、最後は最底辺の周縁（絶対的下の周りをなす枠）になるのである。行刑制度はまさにこの最底辺の周縁作りの最後の段階である。

人間はもともと自由であるため、敷居の中に囚われても、その自由な思索活動を通して身を表層におきながら深層の文化を考えることが不可能ではない。これらの者は、まさに熟しすぎる日本社会における野人である。行刑の現実ひいてはこの現実を生み出す深層の文化に対する理解に基づき、愛の行刑論に対抗し得る理論を作り出す立場にあるのは、このような野人にほかない。ところが、日本社会はこういった野人を改造するための敷居を用意している。これは中心の権力に反対する学者層の周縁である。この周縁は比較的上位の社会階層に属するし、それなりの尊敬と自由も与えられているが、中心との間に様々の装置が設けられているので、逆に自由な思索をする能力を失っている。否、もっと端的に言えば、これらの似非野人は、その社会地位、一定の尊敬、限度のある自由ひいては和の精神に悖らない周縁における調和的な人間関係をエンジョイし、無意識的にその自由な思索活動を遂行する能力を捨てたともいえよう。60年代頃、若干の実務家によって提唱または実験されていた人権保障を中心とする行刑改革活動は、70年代になり、無視されるようになった。70年代以降の似非野人は、自国の努力の成果でなく、むしろ舶来の理論を借りて権力に対抗しようとしている。これはまさに自己の能力を捨てることである。結局、行刑の現実と深層文化に目を向けないこれらの抵抗は、愛の行刑論と一緒に、地面に足を踏まないイデオロギー論争の両極端をなし、不毛な議論を繰り返してきた。当然のことではあるが、これらの周縁から発されているメッセージはほとんど社会的影響力を持たないのである。これとあわせて、最底辺においては、担当行刑論は頻繁に強調され、段々

に刑務官と受刑者の間に定着していく。こうして、70年代以降、周縁の強化によって和の精神にあう日本社会は保護されてきた。

この論文の結論においては、深層文化の理解に基づく完全な反論の出現に期待を寄せながら、以上の分析に対する予想される反論について、その再反論として本論文の本当の目的を表明する。この予想される反論とは、以上の分析が正しいとしても、日本人にとってはこれは最高の社会であるということである。しかし、最底辺に対する人権無視が許されないだけでなく、日本民族のさらなる発展、否その破滅を回避するためには、今から日本の深層文化を直視しなければならないと主張したい。というのは、堅い殻（周縁）に包まれている日本は、もともと深い反省をする機会に恵まれていないし、海外に進出する場合に、開放的な態度をとれず、侵略と自己防衛という手段しか知らないからである。従って、日本人は自分の社会の深層文化によってつくられた堅い殻を破壊しなければならない。すべての自由な周縁人が光のような鋭い目線をもって、殻を貫通し、「外」からの光を闇であつた内部に照射させる必要があると強調したい。そして、日本人に対する深い愛情、憲法第9条と第13条という素晴らしい指導理念を持ちながら、40数年間憲法を棚上げにし、それを形骸化させつつあつた日本社会に対する一外国人としての無力感があるこそ、学術論文にふさわしくない最後の一言が生まれたのである。

本論文は単に一つの挑戦にすぎない。従って、それなりに意見や結論を出す、それを絶対正しいものとはしない。それは単なる本論文の戦略の一部である。様々の饒舌を通して、読者に考えさせることが、本論文の終局的目的である。本論文の論理的欠陥、誤った認識の指摘を通して、日本の行刑をめぐる日本人が饒舌になり、これによって本当の日本行刑論、ひいては本当の日本文化論が生まれるであろう。従って、本論文はあることを証明し、論理正しい結論を出すものではなく、むしろ「考えること」が大切であるということを示し、考えるための素材を提供し、考えるための方法を建言し、そして議論の「場」を提供するためのものであるということ、最後に強調しておきたい。

目次

序論	1
第一部 日本の戦後行刑の実態	7
第一章 緒言	7
第二章 行刑制度の骨組み	13
第一節 分類制	13
第二節 累進制	55
第三章 保安秩序に関する処遇	96
第一節 苦情不服申立制度	96
第二節 懲罰	116
第三節 他の物理力による保安対策	138
第四章 刑務作業	156
第一節 民業圧迫の時代における刑務作業	156
第二節 民業協業時代における刑務作業	181
第五章 改善・社会復帰処遇	206
第一節 矯正処遇	206
第二節 保護処遇	252
第六章 基本的生活に関する処遇	278
第一節 物質生活の保障	278
第二節 精神生活の保障	310
第七章 結び	337
第二部 政策の策定と社会深層との関係	342
第一章 緒言	342
第二章 行刑原則	346

第一節 生産労働	346
第二節 科学主義	382
第三節 人権保障	420
第三章 行刑制度を支える要素	468
第一節 立法	468
第二節 職員	503
第三節 行刑参加	573
第四章 目に見えない政策策定要素としての深層文化	621
第一節 儀式と深層文化	621
第二節 外への目線としての学説	637
第三節 虚像と実像	665
第五章 結び	678
結論	685

序論

一般の傾向では、思想というと、抽象的で奥深い言説を思い描きがちである。従って、思想史に関する論文は、偉大な研究者や哲学者の所説を列举し、並べるだけのものが多い。ごくまれに、列举した学説を時系列的に並べ替えて、「思想」の流れを貫く線を引っ張り出し、そうすることで体裁を整えるものはあった。日本の行刑思想史を取り扱う書物がほとんどない原因は、ひょっとすればここにあるのかも知れない。つまり、哲学ふうの「行刑思想」はそれほどないため、それを列举して、それぞれの内容を説明するだけでは、論文にはならないわけである。特に、戦後の行刑思想は、大雑把に言えば、二つしかないし、それらはともに西洋の考え方に基づいた思想である。そうだとすれば、日本の戦後行刑思想史について一つの章をさいて論を進めていくよりは、むしろ、それを西洋の行刑思想の流れを説明した後で、二、三頁をさいて簡単に言及しておいた方が、論説の体裁の面からみて都合がいいのである。

ところが、日本の行刑思想は、決して貧弱なものではないし、戦前はともかく、戦後になって華やかに開花したものもある。これらはほとんど新憲法との「戦い」の中から生まれてきたものである。問題となるのは、これらの出来事は「思想」として定義されていないことである。思想に関する定義を変えれば、新しい天地が目の前に広がるであろう。ここで、思想とはなにかを簡単に考えてみよう。

思想とはなにか。これは端的にいうと、人間の思索行動の所産である。人間だからこそ思索するのであって、それゆえ一般人による思索の所産であっても、立派な思想であるといえよう。よくいわれるように、「人間なら、哲学する」。これと同様に、「人間なら、思索する」といってもかまわないであろう。哲学は一般人の生活態度に関する考え方である。これとは対照的に、思想とは、人間の実践の行動を説明し、ルールを敷こうとする思索の行動の所産であると定義することができる。しかしながら、思索も実践行動の一部分である。従って、それは他の実践とは異なり、特別な意味を持つわけではないはずである。つまり、思索を含まない実践はあり得ないことである。

理論と実務の区別は、まさに「思索する」と「実践する」を分けて考えることの所産である。研究者が理論をつくって、実務家はそれに従って行動するといったような「学説が実務をリードする」理想図は、単なる自惚れの所産にすぎない。ほとんどの研究者は、こ